



三木市記者発表資料 (令和6年2月1日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 福祉課	課長 山本 翼 (内線 2361)	生活支援係	0794-86-6660 (直通)

タイトル
<p>住民税均等割のみ課税世帯及びその世帯の18歳以下の児童に対する給付金の確認書を送付</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・物価高の影響が特に大きい低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税されている世帯に対して給付金（10万円）の確認書を送付しました。 ・上記世帯に18歳以下の児童がいる場合は、児童1人につき5万円を加算して支給します。
説明文
<p>1 対象世帯・支給額</p> <p>(1) 令和5年12月1日時点で三木市の住民基本台帳に登録されており、令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている世帯に1世帯あたり10万円を支給。</p> <p>(2) (1)の世帯に18歳以下の児童がいる場合は、児童1人あたり5万円を加算して支給。</p> <p>2 給付手続</p> <p>対象と思われる世帯には、確認書を発送しましたので、内容を確認のうえ、必要事項を記入のうえ、返送いただいた後、市で内容を審査し、不備がなければ順次支給します。</p> <p>ただし、令和5年1月2日以降の転入者がいる場合や、修正申告などにより、令和5年度の住民税均等割のみ課税されることとなった世帯については、申請が必要となります。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）の対象世帯に、18歳未満の児童がいる場合にも児童1人あたり5万円が支給されますので、対象と思われる世帯には3月上旬頃に案内を送付します。</p> <p>4 ホームページ</p> <p>https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/24/65898.html</p>  <p>https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/24/65952.html</p> 

本案件は次の SDGs 目標に関連します。

